市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)

日本の第7回政府報告に関する 事前質問票

別添資料

各分野における差別待遇の禁止規定

(1) 雇用については,労働基準法第3条において,使用者は,労働者の国籍,信 条又は社会的身分を理由として,賃金,労働時間その他の労働条件について,差別 的取扱をしてはならない旨規定されている。

(2)教育については、憲法第26条において、全て国民は、法律の定めるところ により、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有することとされており、同 条の規定を受けた教育基本法第4条において、全て国民は、等しく、その能力に応 じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身 分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない旨規定されている。

(3) 医療については、医師法、歯科医師法、薬剤師法等により、正当な事由がな ければ、診療や調剤等の求めを拒んではならない旨規定されている。

(4) 交通については, 航空法, 鉄道事業法等において, 不当な差別的扱いについ て禁止し又は是正できる旨規定されている。

2 問6

ヘイトスピーチ等に対する政府の取組

(1)法務省は、ヘイトスピーチを含む人権問題等に関して、人権相談等を通じ て、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は人権侵犯事件として調査し、事案 に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等す る「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧 告」、実効的な対応をし得る者に対して行う「要請」等の適切な措置を講じてい る。

(2) また、インターネットを含むメディアにおける人権侵害情報は、伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから特に迅速な対応を行っており、 インターネット上における名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害事案を認知し た場合は、必要に応じて、当該情報の削除をプロバイダ等に要請する等、適切に対応している。

(3)更に,人種や国籍に基づく偏見や差別の解消に向け,ポスターの掲出,講演 会・研修会の開催,インターネット上のバナー広告といった様々な人権啓発活動 を,地方公共団体や民間団体等と連携し,年間を通じて全国で行っている。

(4)総務省では、2016年10月,通信関連の事業者団体に対し、各団体に所 属する事業者が、約款等に基づき、インターネット上のヘイトスピーチに対し適切 な措置をとるよう、各事業者に周知するよう要請した。 (5)更に,2017年3月には,事業者団体が策定する「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の解説において,「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含むいわゆるヘイトスピーチが禁止行為に含まれる旨を明記する 改訂作業を,法務省とともに支援した。

3 問7

性的マイノリティの児童生徒に対する差別やスティグマを解消するための教育に おける取組(例)

- ・性的マイノリティの児童生徒への学校における具体的な配慮事項を示すととも に、教育相談体制の充実等きめ細かな対応の実施に係る通知を発出(2015年 4月30日付児童生徒課長通知)
- ・同通知に基づく教職員向けの理解啓発パンフレットを作成(2016年4月1日) 日)し、全ての小中高等学校に配布(同年7月1日)
- ・教育委員会や学校の人権教育担当者等を集めた人権教育指導者養成研修等各種会 議や研修会等における通知及びパンフレットの趣旨の徹底

4 問10

(1) 第4次男女共同参画基本計画における関連規定①

- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

具体的な取組

(エ) 女性に対する暴力に関する調査研究等

①重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い,重大な被害につながりやすい 要因を分析し,今後の対応に活用する。

②被害者が相談できない原因等を含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。

(2) 第4次男女共同参画基本計画における関連規定②

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方(抜粋)

また、<u>被害者が</u>子供、高齢者、障害者、<u>外国人等である場合は、その背景事情に</u> 十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に <u>応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である</u>とともに、とりわけ、配偶者からの 暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

(3) 女性に対する暴力を撲滅し, 被害女性を支援するための関係機関の取組 ア 警察

警察では、2013年以降、全国警察において、配偶者からの暴力事案等に専門 的に対処する体制を確立し、警察署長の指揮の下、警察本部の指導や支援を受けな がら、24時間体制で組織的に危険性の判断や被害者の保護、加害者への対応を行 っている。被害者等の安全の確保を最優先に保護措置を推進するとともに、法令の 積極的な適用による加害者の検挙に努めている。

2018年中に警察で受理した配偶者暴力事案等の相談等件数(下記の表を参照)は77,482件であり、2001年の配偶者暴力防止法の施行後最多である。

また、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談 の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めている。このほか、相談に訪れた 被害者に対し、事案の危険性や警察等において執り得る措置等を図示しながら分か りやすく説明し、被害者自らが意思決定できるよう支援している。

さらに、危険性・切迫性の高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設への一時避難 にかかる費用について公費負担を行う措置を講じているほか、必要に応じて防犯カ メラ、緊急通報装置等の防犯機器の貸出、被害者宅周辺のパトロール等も行ってい る。

外国人である被害者には,必要に応じて通訳や必要な言語力を有した警察官が対応している。

表. 全国警察において、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を 受けた被害者の相談等に対応した件数

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
相談等件数	63,141	69,908	72,455	77,482
配偶者からの暴力事案等の検挙	8,006	8,387	8,419	9,079
配偶者暴力防止法に基づく援助	21,642	21,271	21,904	21,846

イ. 厚生労働省

厚生労働省では、婦人相談所において、DV被害等に関する相談に応じ、必要な 場合は、被害者及び同伴する家族の一時保護の実施又は民間シェルター等への委託 を行っている。また、一時保護後も中長期的な支援が必要な被害者等については、 婦人保護施設等において必要な支援を実施している。なお、婦人相談所、一時保護 所及び婦人保護施設におけるDV被害者等の心のケアを行う心理療法担当職員や同 伴児童へのケアを行う指導員等、個々のケースに応じてきめ細かな支援を行う個別 対応職員の配置を促進し、入所者に対する適切な支援体制の確保に努めている。

ウ. 法務省

法務省人権擁護局では、全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権 ホットライン」を開設し、人権擁護委員や法務局職員が、DV等を含む女性からの 人権相談に応じている。また、外国人からの人権相談については、10か国語に対 応した「外国語人権相談ダイヤル」を設置しているほか、全国の法務局・地方法務 局に「外国人のための人権相談所」を開設し対応している。

(4)出入国在留管理庁では、関係府省庁等から外部講師を招き、ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の現状や課題について講義を行うほか、DV事案に係る事例研究等を行う、中堅職員等を対象とした研修を例年実施している。2017年度の受講者は23人。

5 問17

(1) 2012年及び2016年の昼夜の単独室処遇の件数(制限区分第4種による。)

	4種	10年以上の単独室収容(うち	
	411里	医療刑務所)	
2012年	2221	21(7)	
2016年	1232	32(12)	

注:数値はいずれも4月10日時点のもの。調査対象は全ての刑事施設ではなく,全ての本所及 び刑務支所並びに札幌拘置支所,横浜拘置支所,さいたま拘置支所及び小倉拘置支所。

(2)制限区分第4種

刑事施設においては、受刑者の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能 カの育成を図るという目的を達成する見込みが高まるに従い、順次、刑事施設の規 律及び秩序を維持するための生活及び行動に対する制限を緩和することとし、その 制限の緩和の度合いが大きい順に、第1種から第4種までの区分を指定している。 正当な理由なく作業を怠る等、勤労意欲が著しく欠如していたり、生活態度が不良 であることなどにより、集団処遇が困難であると認められる受刑者については、上 記目的を達成する見込みが低い者として、第4種の制限区分に指定することがあ り、第4種の制限区分に指定された受刑者については、原則として昼夜の単独室処 遇に付すこととなる。

(3)隔離

刑事施設においては、他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害したり、他の被収容者から危害を加えられたりするおそれがある受刑者について、他の被収容者から隔離することができるとされており(刑事収容施設法第76条),隔離された受刑者の処遇は、単独室に収容するとともに、運動・入浴等の居室外での処遇についても単独で行わせる等、他の被収容者との接触を絶つものである。

なお、隔離されている受刑者についても、職員との日常的な接触や面会・発受信 を通じた外部との交流、職員による相談助言等を行う等の意味のある人的接触は継 続的に確保されている。

		隔離	10年以上の隔離	
2012	2年	16	0	
2016	6年	7	0	

注:数値はいずれも4月10日時点のもの。調査対象は全ての刑事施設ではなく,全ての本所及 び刑務支所

6 問18

(1)日韓請求権協定の関連条項

第二条1

両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産,権利及び利益並び に両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日に サン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定された ものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

(2)「アジア女性基金(AWF)」の具体的取組

アジア女性基金(AWF)は、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦(各政府・当局によって認定され、かつ、本人が受取りを望んだ方々)に対し、「償い金」(一人当たり200万円)をお渡しし、最終的に285名(フィリピン211名、韓国61名、台湾13名)の元慰安婦が受け取った。また、AWFは、右に加えて、上

記のそれぞれの国・地域において、医療・福祉支援事業(一人当たり300万円 (韓国・台湾),120万円(フィリピン))も実施しており、インドネシアにお いては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいて は、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援 するための事業に財政支援を行った。政府は、AWFの事業に必要な資金として総 額約48億円の拠出を行い、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業(総額約11 億2,200万円)や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対 して最大限の協力を行ってきた。 元慰安婦の方々に対する内閣総理大臣の手紙

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民 基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際 し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊 厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改 めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しが たい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上 げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。 わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、 過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力な ど女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければなら ないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心か らお祈りしております。

敬具

日本国内閣総理大臣

(4)日韓両外相共同記者発表

1. 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に 協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

①慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の 苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心から おわびと反省の気持ちを表明する。

②日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

③日本政府は上記を表明するとともに、上記②の措置を着実に実施するとの前提 で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認す る。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題 について互いに非難・批判することは控える。

2. 尹(ユン)外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し 述べる。

①韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1.②で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

②韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威 厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方 向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

③韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

(1)関係職員に対する専門的研修

ア 出入国在留管理庁では、関係省庁、国際移住機関(IOM), NGO等から講師 を招き、毎年、人身取引関連業務に従事する中堅職員を対象に、人身取引対策の現状 や課題について学びつつ、被害者の認知手法・対処方法等の技術を習得し、人身取引 被害の事例研究等を行う研修を実施している(2017年度の受講者数は23人)。 また、研修を受講した職員には、現場職員へのフィードバック研修を義務付けている。 さらに、入国管理局の全職員を対象とする在職年数に応じた義務研修等において人権 等の講義を行い、人身取引対策に関する知識・意識の向上を図っている。

イ 厚生労働省では、任官後4年目程度の労働基準監督官を対象とし、毎年実施される研修において、人身取引をテーマとした講義を行っており、人身取引対策を推 進する上での労働基準監督機関の役割等について理解を促している。

ウ 海上保安庁では、取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年実務者研 修において、人身取引の実態や被害者保護の重要性等についての講義を実施してい る。

エ 警察では、人身取引被害者やその関係者に接する可能性のある職員に対し、全 国会議や警察大学校において開催される研修等を通じて、人身取引被害者を認知 し、保護・支援するための着眼点に関する教養・訓練を実施している。具体的に は、相談者が外国人である場合には母国語により対応し、女性である場合には女性 職員が対応し、相談者のプライバシー等に十分配慮する等、相談者が相談しやすい 環境をつくること等を指導している。

オ 外務省では、毎年度、領事初任者研修・中堅研修において、水際対策としての 査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関す る講義を実施しており、2018年度には81人が受講した。在外公館警備対策官 研修においても、84人に対し同様の講義を実施した。これらの研修受講対象者を 含む在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、人身取引防止の観点から、赴 任国における関係機関との連携等についても講義を行っている。

(2) 被害者の保護及び支援策

ア 人身取引被害者が加害者に対して損害賠償請求を行うに当たり,当該被害者が 日本に住所を有し適法に在留しており,収入等の一定の要件を満たすときには,民 事法律扶助が活用可能であること、刑事訴訟で被害者参加制度を利用するに際して は公判廷への出席に要する旅費等が支給されること、収入等の一定の要件を満たす 場合には国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であることについて、 日本司法支援センターが多言語で情報提供し、その周知を図るとともに、これらの 法的援助を実施している。

イ 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局におい て、人身取引を含む人権問題に関する相談に応じている。また、外国人からの人権 相談については、10か国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を設置するほ か、全国の法務局・地方法務局に「外国人のための人権相談所」を開設し対応して いる。

ウ 出入国在留管理庁では、2005年7月に人身取引事案に係る措置要領を定 め、その中で、人身取引被害者又はその可能性がある者から事情聴取を実施する場 合は、できる限り、被害者等の母国語の通訳を介して意思の疎通を図ることとして いる。また、同庁において人身取引被害者に係る統計を開始した2005年以降に 認知した人身取引被害者のうち、入管法違反状態にあった外国人全員に在留特別許可 を付与し、被害者の法的地位の安定を図っている。

エ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する 法律第23条以下に規定されている損害賠償命令制度は、一定の刑事被告事件につ いて、当該被告事件の係属裁判所が、被害者等の申立てにより、被告人に損害賠償 を命ずるものであるところ、その対象となる犯罪には、人身取引議定書上の人身取 引の担保罰則である刑法の営利目的等略取・誘拐罪等も含まれている。

オ 政府は2005年以降, IOMへの拠出を通じ, 我が国で認知された外国人被 害者の帰国支援及び社会復帰支援(シェルターの提供, 法支援, 医療費の提供, 教 育・職業訓練, 小売り業等の起業支援等)を実施してきている(2019年11月 1日時点で計331人への帰国支援を実施)。

カ 外務省では、警察庁が作成した9か国語対応の複数の緊急連絡先が記載されて いる人身取引被害者向けのリーフレットを関係在外公館等に配布し、人身取引被害 の認知促進、啓発に取り組んでいる。

労働基準監督署への申告

(1)労働基準法第104条第1項には、「事業場に、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる」旨定められている。

(2)「申告」とは、行政官庁に対する一定事実の通告であり、労働基準法の場合 は、労働者が事実違反を通告して、監督機関の行政上の権限の発動を促すことを言 う。

9 問21

難民審査参与員は、人格が高潔であって、審査請求(Request for Review)に関 し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有す る者の中から法務大臣が任命している(入管法61条の2の10第2項)。また、 任命に当たっては、国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR),日本弁護士連 合会、NGO等からの推薦を受ける等している。

10 問22

行政機関の保有する個人情報保護法の関連条項

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を 遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなけれ ばならない。

2 行政機関は,前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて,個人情報を保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連 性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

11 問24

1968年4月最高裁判決(昭和43(あ)2265)(抄)

一 公職選挙法一三八条,一四二条に関する論旨について。

公職選挙法一三八条に定める戸別訪問の禁止および同法一四二条に定める文書図 画の頒布の制限のごとき一定の規制が、いずれも憲法二一条に違反するものでない ことは、当裁判所大法廷判決(昭和二四年(れ)第二五九一号,同二五年九月二七 日,刑集四巻九号一七九九頁,同二八年(あ)第三一四七号,同三〇年四月六日, 刑集九巻四号八一九頁)の明らかにするところであり、いま、これを変更する必要 は認められない。(中略)

二 公職選挙法一二九条に関する論旨について

憲法二一条の保障する言論・出版その他表現の自由には公共の福祉のため必要か つ合理的な制限の存し得べきことは、前記当裁判所大法廷判決の明らかにするとこ ろである。ところで、公職の選挙につき、常時選挙運動を行なうことを許容すると きは、その間、不当、無用な競争を招き、これが規制困難による不正行為の発生等 により選挙の公正を害するにいたるおそれがあるのみならず、徒らに経費や労力が かさみ、経済力の差による不公平が生ずる結果となり、ひいては選挙の腐敗をも招 来するおそれがある。このような弊害を防止して、選挙の公正を確保するために は、選挙運動の期間を長期に亘らない相当の期間に限定し、かつ、その始期を一定 して、各候補者が能うかぎり同一の条件の下に選挙運動に従事し得ることとする必 要がある。公職選挙法一二九条が、選挙運動は、立候補の届出のあつた日から当該 選挙の期日の前日まででなければすることができないと定めたのは、まさに、右の 要請に応えようとする趣旨に出たものであつて、選挙が公正に行なわれることを保 障することは、公共の福祉を維持する所以であるから、選挙運動をすることができ る期間を規制し事前運動を禁止することは、憲法の保障する表現の自由に対し許さ れた必要かつ合理的な制限であるということができるのであつて、公職選挙法一二 九条をもつて憲法二一条に違反するものということはできず、(以下略)

12 問25

特定秘密の保護に関する法律関連条項

(特定秘密の指定等の運用基準等)

- 第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統 一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我 が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書 等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。

地方公務員法第3章第6節 服務

第三〇条(服務の根本基準)

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂 行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第三二条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地 方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わな ければならない。

14 問28

(1) 1995年2月最高裁判決(最高裁平成5(行ツ)163)要旨

憲法第93条第2項の住民とは日本国民のことであり, 在留外国人に地方参政権 を保障したものではない。憲法は, 法律をもって居住する区域の地方公共団体と特 段に緊密な関係を持つに至った定住外国人に対し地方参政権を付与することを禁止 していないが, それは国の立法政策にかかわる事柄であって, そのような立法を行 わないからといって違憲の問題は生じない。選挙権を日本国民たる住民に限るもの とした地方自治法第11条, 第18条, 公職選挙法第9条第2項の規定は違憲では ない。

(2)日本国憲法参考条文

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。② (略)

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

第93条 (略)

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、
- その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
- ・地方自治法
- 第11条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところ により、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第18条 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の 区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普 通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。 公職選挙法

第9条 (略)

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住 所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

15 問29

(1) アイヌの伝統的生活空間(イオル)再生事業

森林や水辺等において、アイヌ文化の継承等に必要な樹木、草本等の自然素材の 確保が可能となり、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような 空間を形成する事業。

(2)アイヌ文化及びアイヌ語の振興に対する支援

なお、文化庁では、公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化及びアイヌ 語の振興に係る事業に対して毎年補助を行っており、例えば、習熟度に応じた各種 のアイヌ語講座や指導者育成、ラジオ講座、アイヌ語弁論大会等が補助事業で行わ れている。また、文化庁では、アイヌ語の保存・継承に資し、伝統的なアイヌ語に 触れやすく、学習に活用することもできる環境を整えるために、アイヌ語のアーカ イブ作成支援等を実施しているほか、2020年4月に開館する国立アイヌ民族博 物館の基本展示室において、アイヌ語をテーマとした展示を行うほか、展示解説文 や音声ガイド等にアイヌ語を使用する等、アイヌ語の振興に向けた取組を進める予 定である。